

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 沖縄返還協定発効準備（各省業務引継問題）(4)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43556

未往電

(回覧番号) 外務省電信案 (分類) 5

機密表示 (極秘・秘の朱印)	符号表示	※ 総第 01 249 号
	暗 略 平	
※ 第 1004 号	※ 昭和 年 月 日 時 分	46.10.1 20.15
大至急	至急・普通・LTF	発電係

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	主管局部課(室)名 米北一課 起案 昭和 46年 10月 1日 起案者 電話番号 S20 2264
---	-------------------------------	---

協議先
条約課長

大使 臨時代理大使
在 仙 総領事 代理 木村 大臣 臨時代理

電 在 大使 臨時代理大使
報 在 総領事 代理 木村

件名 (吉野・井川両局長への事務連絡)

吉野・井川両局長へ橋より

土地の暫定使用法案の施行に関する新

たな事態の発生につき至急御報告の

たきにつきお電話乞う。(電話番号: 藤

260-3476) (3)

4/19

漢

有地

写、済

57

(※印欄内は電信課記入)

(昭和四二七一改正)

GB-1

(回覧番号) 外務省電信案 (分類) ✓

機密表示 (極秘・秘の朱印)	符号表示	※ 総第 02 157 号
無期限	暗 略 平	
※ 第 1024 号	※ 昭和 年 月 日 時 分	46.10.2 16.10
大至急	至急・普通・LTF	発電係

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	主管局部課(室)名 米北一課 起案 昭和 46年 10月 2日 起案者 電話番号 S20 2464
---	-------------------------------	---

協議先
条約課長
安全保障課長

大使 臨時代理大使
在 仙 中山 総領事 代理 木村 大臣 臨時代理

電 在 大使 臨時代理大使
報 在 総領事 代理 木村

件名 沖縄における軍用地等の暫定使用に関する法律

吉野・井川両局長へ橋より

本件に因り1日の動き次の通り

1. (1) 昨1日三原官房副長官が

衛生、検閲と本件法律案の内容等につき

協議した由のとおり、次衛生官が

漢

写、済

写、済

(※印欄内は電信課記入)

(昭和四二七一改正)

GB-1

(1) 他方よりおとりし、自衛隊向けの
 土地指定(軍用)法条となるのであれば、
 自衛隊のみが「独断」するゆえに⁽¹²⁾
 交渉力に必ずしも自信がなく、政治的
 にも国会対策上不得策であるとの内閣
 費他の判断であれば、これをとりさける
 こともやむを得ないとする。但し、土地の
 手当のためには地主会の言い他を河津の
 形でもおとす必要がある。香取の予備的措置
 が満ちる必要がある(大得)久保カ-ヲス取
 扱の案を著口つる米国の了解を
 おめる点に内閣が有り得る。なお
 (2) 自衛隊土地指定法条を今次特別国会に
 とし、国会対策上の取引さす
 案とすれば自衛隊として好ましくなく、

また右法条を次の通常国会に提出する
 ことも⁸⁹おとりし¹²ないか(先向札たは¹²と¹²記
 地主との契約を道ぬみる)但し、先向札¹²
 他方と「船団」を組んた¹²開¹²としたい、との
 意向を同副官長に表明した類である。
 (右(1)の真に對し同副官長は特に意向は
 示さぬかつた由¹²)
 右の次序を後刻、内海次官より橋に
 連絡せし、善後案の検討に本を載し
 閣議及中島身給課長と¹²比¹²議の上
 の2、3ありあえず、先づ自衛隊の自土を¹²つかり
 さめ¹²もら¹²ない、¹²自衛隊の¹²備¹²土地¹²の
 使用に¹²実¹²質¹²的¹²前¹²提¹²と¹²し¹²て¹²日¹²本¹²側¹²に¹²取¹²遣¹²す¹²も¹²の¹²か¹²
 3件(表3.5及6)あるの2、3か
 取遣は¹²米¹²側¹²との¹²内¹²閣¹²が¹²得¹²る¹²し¹²

内閣、大蔵省(主計局と金庫)等と協議
 (米國後半に課税するとの方針あり)
 強と通めたい。(四)防衛庁については、右法案の
 無い場合の内閣案と(特に上の二件が内閣の
 の土地の契約自体、~~国有地、私有地~~
 の区別、部隊駐在につき何等か調整の余
 地ありや否や等々につき具体的に至急詰め
 する作業も行う種りであること述べた。
 右あり、~~右案~~を念め防衛庁との
 話し合い、~~外務省との話し合い~~
 外務省より見た内閣案と至急とり
 まとめる(特に第6条に於いて理論上内閣に
 生ずる余地ある旨指摘)べきことと約束した。
 右内閣案に作業せよパーハロー判電の
 とあり。~~内閣、大蔵省~~ 法制局等
 (内閣、大蔵省、法制局等)
 (内閣、大蔵省、法制局等)

大至急

極秘

本省 月 日 2011 発
バ リ 10月 2 日 12/2 着

在 仏 大 使 外 務 大 臣

オキナワにおける軍用地等のざん定使用に関する法律(案)

米北/第1024号 極秘 大至急

ヨシノ・イカワ両局長へ タチバナより

本件に関する1日および2日の動き次のとおり。

1. (1) 昨/日建設省等関係の公共用地のざん定使用に
 ついては、今国会に法案を提出せず、従つて本件法案から
 削除することに関係各省が同意したため、同日午後三原官
 房副長官が防衛庁長官以下と自衛隊の使用する土地の取扱
 いにつき協議した由のところ、その結果に基づき防衛庁側
 より(イ)他省庁がおりてしまい、自衛隊だけの土地ざん
 定使用法案となるのであれば、自衛隊のみが「独航」する
 必要性についての説得力に必ずしも自信がなく、政治的に
 も国会対策上不得策であるとの内閣および党側の判断であ
 れば、これをとりさけることもやむを得ないと考える。(ロ)
 ただし、所要の土地の手当のためには地主会の言い値
 を何等かの形で殆どそのままのむだけの予算的措置が講ぜ
 られる必要があり。(ハ)クボ・カーティス取極めの実施

094

等につき米国のりよう解を求める点に問題があり得べし、
なお、(ニ)自衛隊土地ごん定法案を今次特別国会にとも
かく上程してから、国会対策上の取引きて廃案とされるの
は自衛隊として好ましくなく、また、右法案を次の通常
国会に提出することも考えられるのではないか(その間上
記(ロ)によりさつたばを切つて地主との契約を進めてみ
る)、ただし、その際も「独航」ではなく他省庁と「船団
」を組んだ形としたい、との意向を同副長官に表明した趣
である。(右(ニ)の点に対し同副長官は特に意向は示さ
れなかつた由。)

右の次第を後刻、内海次官よりタチバナに連絡越し、善後
策の協議を求め越したので、官房長および中島条約課長と
も協議の上とりあえず、先づ自衛隊のはらをしつかりきめ
てもらい度い、また、クボ・カーティス取極めの関係のみ
ならず、返かん協定3条了解覚書C表中、自衛隊の土地使
用を実質的前提として日本側に返かんするものが3件(C
表3.5および6)あるので、土地の手当の出来ぬ際はこ
れが返かん実施につき米側との間に^{重要}間違_いが生じ得べしと
の二点を指摘しておいた。

(2)法制局筋からも事態はあくに努めた上で、更にモリ
次官および官房長とも協議の上、同日よるタチバナよりタ
クシタ官房長官に対し、フクダ外務大臣へ正確な情報を伝
達する必要があるので、政府側の考え方の実情をおたずね

したい旨電話した。(イ)同長官は、三原副長官より、防
衛庁側では金をじゆう分つければ、自衛隊使用土地法案は
なくても何とか行けるのではないかとの意向であつたとの
報告を受けた。同日法制局長官の意見も聞いており、右法
案をやめる方向の検討もしているが、内閣としてまだ方針
を決定した訳ではない。10日すぎには決定せねばならぬ
が、実質上來週に決着をつけねばなるまいと^決断べられた。

(ロ)当方より第1義的には防衛庁の問題であるが、協定
第3条了解覚書C表中の自衛隊引継ぎを実質的前提とする
3件の返かん予定地につき、土地の手当てがつかぬ際米側
との間に問題を生じ、返かんされぬこととなるおそれがあ
ることを指摘し、かつ、内閣の決定についてはフクダ大臣
の御指示あるまで待たれるよう要請したところ、官房長官
は、防衛庁とも更に協議され度いと答えられた。

2. 2日朝土よう会の席上、三原(およびコイケ)副長官
がおられたので、タチバナよりC表の問題あることを指摘
しておいた。(特に意見は表明されなかつた)

また、クボ防衛局長がタチバナを来訪し(中島課長同席)
防衛庁としては、(イ)外務省の応援も得て当該法案をな
おがんばる積りで検討し度く、政府が早急に決定をせぬよ
う内閣、大蔵(主計局を含む)法制局等とも至急協議を進
め、来週後半に決定するとのタイミングとしたい。(ロ)

防衛庁としては、右法案が無い場合の問題点として、C表中の3件（特にナハの2件が問題なるべし）の土地の国有地、私有地の区分、契約見とおし、部隊展開につき何等か調整の余地ありや否や等につき具体的に至急つめる作業も行なう積りであると述べた。

当方より、長官を含め防衛庁としてのはらをしつかり固めるのが第1で、外務事務当局としては応援する用意はあり、外務より見た問題点を至急とりまとめる（協定第6条についても少くとも理論上問題を生ずる余地ある旨指摘）べきことを約した。

右問題点として作業せるペーパー別電のとおり。内閣、法制局等に然るべくとどけておきたいと考えている。

(了)

（回覧番号） 外務省電信案 （分類）

機密表示（極秘・秘の朱印） 極秘	符号表示 （暗） 略 平 第 22/4 号	総第 02 184 号
YYYY	大至急・至急・普通・LTF	昭和 年 月 日 時 分 秒 46.10.2 21.2
		発電係 田中

大 臣 政 務 次 官 事 務 次 官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主 管 米 田 去 7 参 事 官 7 米 北 法 官	主管局部課（室）名 米 北 1 起案 昭和46年10月2日 起案者 電話番号 加藤 2465
--	--------------------------------------	--

協議先

在 米 米 田 太 使 臨時代理大使
総領事 代 理 大臣 務 田中 代理

電 報 在 大 使 臨時代理大使
総領事 代 理 田中

件名 沖繩に於ける軍用地等々暫定使用に關する法律案
（1022 往電米北171024号） 田中

137

済

898

（捺印欄内は電信課記入）

昭和四二・七・一 改正

GB-1

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) 極秘	符号表示 暗 略 平 暗	総第 02 158 号
	第 1025 号	昭和 2 年 1 月 16 日 時 分 発
大至急	大至急 至急 普通 LTF	発電係 長

大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主管 アメリカ局長 参事官 北米オ一課長	主管局部課 (室) 名 アメリカ局北米オ一課 起案 昭和 46 年 10 月 2 日 起案者 佐藤 2464 電話番号
--	-------------------------------	---

協議先
米 あて 10月2日 電済

在 任 大 使 臨時代理大使
佐藤 中山 (大) 代理 木村 大臣 発

電 在 大 使 臨時代理大使
報 報 総領事 代 理 ちて

件名
沖縄における軍用地等の暫定使用に関する協定(案)

(往復 1024 号) 別 重

()

電信課長
シ

写
済

658

158
極 秘
無 期 限
10部の内
7号

土地暫定使用法案から自衛隊等の
使用すべき土地が除外される際に
生じ得べき問題点 /

46.10.2
外 務 省

沖縄復帰に際しての土地の暫定使用法案に復帰後自衛隊等が使用することとなつている土地が含まれないこととなる場合の返還協定及びその関係文書につき生じ得る問題点次のとおり。

1 「那覇ホイール」及び「ホワイト・ビーチ」等自衛隊が復帰後展開を予定している土地は、あらかじめ米側との話し合いを避けてきめられたものであり、このことは防衛取極において合意されているとおりである。さらに、施設・区域に関する覚書の口表(復帰の際米軍の使用が解除されるもの)は、自衛隊の展開すべき上記の地域(口表5番、6番。同表1番、

(※印内は電信課記入)

(昭和四二七一 改正)

GB-1

3番も同様)を掲げているが、これは、これらの地域が自衛隊の使用に引き継がれる限り米側としても復帰後は使用しないとの了解を前提とするものであつたことは返還交渉を通じて明らかなるところである。

しかるところ、土地暫定使用法案に自衛隊の使用すべき土地が含まれず、この結果民有地部分についての使用契約が成立しないことにより自衛隊の上記地域への展開が不可能となりうる事態が生ずる場合には、米側から、かかる状態は予期せざるところであり、自衛隊引継ぎの前提が失われうるのであるから、B表の上記地域をA表に移すべしとするなど覚書の改訂ないし変更をわが方に求め来る可能性多く、その場合にはわが方としてはこの段階において覚書のわが方に不利な改訂という政治的にもきわめて困難な問題に直面することとなる。

2 さらに、上記の問題は返還協定第6条の合意議事録に影響を及ぼすという問題をも惹起することとなる。すなわち、同協定第6条2項は、復帰の際施設・区域となるべきものの外にある米国財産は日本国政府に移転されるべき旨規定し、同条に関する合意議事録はかかる財産を具体的に列挙しているが、そのうちの2項には那覇ホイール地区等の部分にある設備を挙げている。上記1の問題の結末いかんでこれら地域を施設・区域とせざるをえなくなる場合には、協定第6条2項のたて方に矛盾することとなり、かくては同条に関する合意議事録の上記の規定の説明がつかなくなり、これを削除する等の修正を行なう問題が発生することとなる。

3 なお、以上のほか、本件法案の土地に道路、公社、航路標識等に関する土地が含まれずこのため仮りに

158

これらの復帰後の運営に支障をきたすことになるべき場合には、米側としてはこれら資産が復帰後は日本側により従前どおりの運営がなされるということ
を期待しつつ資産交渉の対象として日本側に移転することとしたものと考えられるので、理論的には、
前記/及び2の場合と同様、当方に対しなんらかの問題を提起してくることも全く排除されるとはいえない。(このことは、たとえば、那覇空港の運営
に支障をきたす場合には防衛取極で合意されている自衛隊による要撃戦闘発進が円滑に行なわれな
いという事態が生ずることからも予想されうることであり、さらには水道公社の運営に支障をきたす際には
米軍に対する水の供給が円滑に行なわれなくなるのではないかという危惧を持ちうる等のことも考えら
れないことではない。)

(P)

大至急

本省 月 日 2042 発
パリ 11 月 2 日 1247 着

極秘

在 仏 大 使 外 務 大 臣

オキナワにおける軍用地等の暫定使用に関する法律(案)

米北/第/025号 極秘 大至急

往電第/024号別電

土地暫定使用法案から自衛隊等の使用すべき土地が除外される際に生じ得べき問題点

46.10.2

外 務 省

オキナワ復帰に際しての土地の暫定使用法案に復帰後自衛隊等が使用することとなつている土地が含まれないこととなる場合の返かん協定及びその関係文書につき生じ得る問題点次の通り。

658 / 「ナハ・ホイール」及び「ホワイト・ビーチ」等自衛隊が復帰後展開を予定している土地は、あらかじめ米側との話し合いを通じてきめられたものであり、このことは防衛取極において合意されているとおりである。さらに、施設

・区域に関する覚書のC表（復帰の際米軍の使用が解除されるもの）は、自衛隊の展開すべき上記地域（C表5番、6番・同表1番、3番も同様）を掲げているが、これは、これらの地域が自衛隊の使用に引き継がれる限り米側としても復帰後は使用しないとの了解を前提とするものであったことは返かん交渉を通じて明らかなどころである。

しかるところ、土地暫定使用法案に自衛隊の使用すべき土地が含まれず、この結果民有地部分についての使用契約が成立しないことにより自衛隊の上記地域への展開が不可能となりうる事態が生ずる場合には、米側から、かかる状態は予期せざるところであり、自衛隊引継ぎの前提が失われうるのであるからC表の上記地域をA表に移すべしとするなど覚書の改訂ないし変更をわが方に求め来る可能性多く、その場合にはわが方としてはこの段階において覚書のわが方に不利な改訂という政治的にも極めて困難な問題に直面することとなる。

また、さらに、上記の問題は返かん協定第6条の合意議事録に影響を及ぼすという問題をもじやく起することとなる。すなわち、同協定第6条2項は、復帰の際施設・区域となるべきものの外にある米国財産は日本国政府に移転されるべき旨規定し、同条に関する合意議事録はかかる財産を具体的に列挙しているが、そのうちの2項（6）にはナハ・ホイール地区等の部分にある設備を挙げている。上記/

の問題の結末いかんでこれら地域を施設・区域とせざるをえなくなる場合には、協定第6条2項のたて方にむじゆんすることとなり、かくては同条に関する合意議事録の上記の規定の説明がつかなくなり、これを削除する等の修正を行なう問題が発生することとなる。

3. なお、以上のほか、本件法案の土地に道路、公社、航路標識等に関する土地が含まれずこのため仮りにこれらの復帰後の運営に支障をきたすことになるべき場合には、米側としてはこれら資産が復帰後は日本側により従前どおりの運営がなされるということを期待しつつ資産交渉の対象として日本側に移転することとしたものと考えられるので、理論的には、前記1及び2の場合と同様、当方に対しなんらかの問題を提起してくることも全く排除されるとはいえない。（このことは、たとえば、ナハ空港の運営に支障をきたす場合には防衛取極で合意されている自衛隊による要撃戦闘発進が円かつに行なわれないう事態が生ずることからも予想されうることであり、さらには水道公社の運営に支障をきたす際には米軍に対する水の供給が円かつに行なわれなくなるのではないかという危ぐを持ちうる等のことも考えられないことではない。）

(了)

外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) 極秘	符号表示 暗 略 平 第 2215 号	総第 02 185 号 昭和 46 年 10 月 21 日 21 時 29 分 発
YYYY	大至急 (至急)・普通・LTF	発電係 員 20

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 米局長 参事官 米北局長	主管局部課(室)名 米北1 起案 昭和46年10月2日 起案者 米房 電話番号 2465
---	--------------------------	---

協議先

在米 大使 臨時代理大使
総領事 代理

電報 在 大使 臨時代理大使
総領事 代理

件名 沖繩1277軍用地の暫定使用に関する法律案

伝電 往電米北1第1025号 伝電 (02-158)

31

字 済

661

(部の内 号) 注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

大政事外外儀言
事務 典房
次次
臣官官審審長長
儀総人電厚計
書文会管給

調査長
参企折調
参領旅査移

ア 参地中東
長 北東西
参北北保
中南兼
参西東洋
長 西東

近ア長
参書近ア
次総経国資
源

長経協
参賛統
参政技一理
国企二

参参協規
長国
参政経科

長補長文
参軍社專
参道内外

電信写

総番号(TA) 51207 主管
71年10月2日23時29分 フランス 発 米北1
71年10月3日07時58分 本省 着

外務大臣殿 中山 大使 臨時代理大使 総領事 代理
オキナワにおける軍用地の暫定使用に関する法律案

第1642号 極秘 至急
貴電米北1第1024号に関し
フクダ大臣より

土地暫定使用法案について自衛隊の使用すべき土地に関する規定が含まれぬことは返かん協定の米側による批准少くとも協定の実施において重大な支障をきたすおそれがあり、また、一方自衛隊のみが米軍と共に本法案の適用対象となることの困難性も理解されるので、この際原案の構想に帰つて(イ)建設省、運輸省等の関係省(ロ)自衛隊(ハ)米軍の三者の使用する土地につき本法が適用されるよう内閣、党、関係省を説得されたい。
なお、本法案を特別措置法の中に組み入れこれと一本化することについてはこの際固執しない。
(了)

極秘

(部の内 号) 注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

5771

極秘

大政事外外務省
事務典房
次次
臣官官審審長長
儀総人電厚計
書文録管給

電信写

総番号(TA) 51207 主管
71年10月2日23時29分 フランス 発 北1
71年10月3日07時58分 本省 着 北1

調査長
参参析調
領領移長
参参領旅査移

外務大臣殿 中山 大使 臨時代理大使 総領事 代理
オキナワにおける軍用地の暫定使用に関する法律案

ア 参地中東
長 北東西
参北北保
中南番欧
参西東洋
長 西東

第1642号 極秘 至急
貴電米北/第1024号に関し
フクダ大臣より

土地暫定使用法案について自衛隊の使用すべき土地に関する規定が含まれぬことは返かん協定の米側による批准少くとも協定の実施において重大な支障をきたすおそれがあり。また、一方自衛隊のみが米軍と共に本法案の適用対象となることの困難性も理解されるので、この際原案の構想に帰って(イ)建設省、運輸省等の関係省(ロ)自衛隊(ハ)米軍の三者の使用する土地につき本法が適用されるよう内閣、党、関係省を説得されたい。
なお、本法案を特別措置法の中に組み入れこれと一本化することについてはこの際固執しない。
(了)

近ア 参書近ア
長 次総経国資
経 協 参 質 統 国
長 参 政 技 一 理
協 長 条 国 企 二
参 参 協 規
長 国 参 政 経 科
情 長 参 道 内 外
文 長 二

外務省

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

機密表示(極秘・秘の朱印)	符号表示	※
極秘	暗 略 平	総第 04 008 号
無期限	※	第 2216 号
部の内号	※	昭和 年 月 日 時 分 秒
	大至急 (至急) 普通・LTF	46.10.4 11.58
		※ 発電係 ()

(※印刷内は電報課記入)

大臣	主管	主管局部課(室)名
政務次官	アメリカ局長了	アメリカ局北米一課
事務次官	参事官了	起案 昭和46年10月4日
外務審議官	北米一課長 付	起案者 電話番号 2465
外務審議官		
第一局長		

協議先

在米 牛場 大使 臨時代理大使 福田 代理
あて 本林 大臣 発

電 在 大 使 臨時代理大使
報 報 総領事 代理 あて

件名 沖縄に於ける軍用地の暫定使用に関する法律案

(フランス電北1642号(総番号51207)転送)

(3)

漢

漢 済

158

(昭和四三・七一改正)

GB-1

(回覧番号 2700) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) 秘 無期限	符号表示 暗 略 平	総第 11 055 号
第 1167 号	昭和 年 月 日 時 分 発	46 10 11 14 31
大至急・至急・普通・LTF	発電係	<input checked="" type="checkbox"/>

大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主 管 アメリカ局長 参 事 官 北米才一課長	主管局部課 (室) 名 米北1 起案 昭和 46 年 10 月 11 日 起案者 米北 電話番号 2464
--	----------------------------------	---

官房総務参事官 官房書記	条約局長 条約課長	安全保障課長
-----------------	--------------	--------

大 使 臨時代理大使 総領事	代理 あて 米村 大臣 宛
----------------------	-------------------------

大 使 臨時代理大使 総領事	代理 あて 米村 大臣 宛
----------------------	-------------------------

件名 沖繩における土地の指定使用に関する法律案

米北 1642 号に因り

本11日閣内閣府及び参議院の打合

社会議が内閣府、参議院、自衛隊

使用用地及び公共用地等と一括して

件名を国会に提出するに付、明12日

有記
写
済
大臣に11日土曜日に送付

(※印刷内は電報配)

留番四二七一

GB-1

特措法案

2

本件法案は他の法案と一緒に閣内決定
済みである。

米、沖へ転電付。

GB-3

外務省

外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) 秘 無期限	符号表示 暗 略 平	総第 11 056-2 号
※第 6347 号	※昭和 年 月 日 時 分 発	46 10.11 14.31
大至急 至急 ・普通・LTF	発電係	

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	主管局部課 (室) 名 米北1 起案 昭和 46 年 10 月 11 日 起案者 電話番号 56 2464
---	-------------------------------	---

協議先 条約局長

出陣場 (大使) 臨時代理大使 代理
在 沖絶高橋 総領事 代理 本村 大臣 発

電 報 在 大使 臨時代理大使 代理 本村 大臣 発

件名 沖絶における土地の暫定使用に関する法律案

注一ウ底地覚平 1167 号 4号電

131

写 済 110

(昭和四二・七一 改正)

GB-1

外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) 秘 無期限	符号表示 暗 略 平	総第 11 055 号
※第 1167 号	※昭和 年 月 日 時 分 発	46 10.11 14.31
大至急 至急 ・普通・LTF	発電係	

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	主管局部課 (室) 名 米北1 起案 昭和 46 年 10 月 11 日 起案者 電話番号 56 2464
---	-------------------------------	---

協議先 官房総務参事官 官房書記 条約局長 条約課長 安全保障課長

出陣場 (大使) 臨時代理大使 代理
在 沖絶高橋 総領事 代理 本村 大臣 発

電 報 在 大使 臨時代理大使 代理 本村 大臣 発

件名 沖絶における土地の暫定使用に関する法律案

注一ウ底地覚平 1167 号 4号電

131

有 済 110

(昭和四二・七一 改正)

GB-1

特措法等)

2

本件法案¹と他の法案²と一括に閣議決定
を予定である。

米、沖入輸送等。

（ ）